

EU AI 法 General-Purpose AI Code of Practice 策定過程から考える AI 学習における著作権法観点での 実務的課題に対する一考察



会員 佐保 優一

要 約

本稿では、EU AI 法と General-Purpose AI Code of Practice の概要、及び General-Purpose AI Code of Practice の策定過程での主要な論点、特に General-Purpose AI モデルに該当する対象やオープンソースモデルの定義、EU 域外への適用要件などの枠組みを概説する。加えて、著作権コミットメント第1版から最終版まで措置内容の変遷に焦点を当てながら AI 学習における著作権法観点での実務的課題に対する考察を試みる。

目次

1. はじめに：EU AI 法と General-Purpose AI Code of Practice
2. General-Purpose AI Code of Practice の概要
 2. 1 General-Purpose AI Code of Practice の目的
 2. 2 GPAI プロバイダーの遵守義務
 2. 3 EU AI 法の EU 域外への適用
3. CoP 策定過程における措置内容の変遷とそれに対する留意点
 3. 1 著作権に関するコミットメントの概要
 3. 2 第三者クロージングデータに関する解釈の変遷
4. CoP 策定過程から考える AI 学習における実務的課題への一考察
 4. 1 機械学習のためのデータ譲渡（公衆送信）行為
 4. 2 EU 著作権関連法の遡及適用に関するケーススタディ
5. おわりに

1. はじめに：EU AI 法と General-Purpose AI Code of Practice

EU の AI に関する規則（Regulation (EU) 2024/1689 laying down harmonised rules on artificial intelligence、以下「EU AI 法」という。）は世界初の AI に関する包括的な法的枠組み⁽¹⁾として 2024 年 7 月に公表された。EU AI 法の目的は、① EU 域内市場の機能向上を図り、人間中心で信頼できる人工知能の普及を促進するとともに、② EU における AI システムの有害な影響から、民主主義・法の支配・環境保護を含む EU 憲章に定められた健康・安全・基本的権利を高いレベルで保護し、イノベーションを支援することにある（EU AI 法第1条）。

EU AI 法では AI システムのリスク程度を 4 段階のレベルで定義しており（リスクベースアプローチ）、AI プロバイダーなどに対してリスクに応じた対応を求めている。同時に、EU AI 法では汎用目的 AI（General-purpose AI、以下「GPAI」という。）に関する義務も規定している。

その理由は、① GPAI モデルは、テキスト・音声・画像・動画などのコンテンツを柔軟に生成し多種多様なタスクに容易に対応可能であることから、GPAI モデルそれ自体がハイリスク AI システムとして使用されるか、他のハイリスク AI システムの構成要素として使用される可能性があり、② GPAI モデルを開発し EU 市場に提供する者（以下「GPAI プロバイダー」という。）から提供された GPAI モデルが下流の様々なシステムの基盤となり得

ることに対する影響度を考慮すれば、重要分野での混乱、公衆衛生や安全への悪影響、民主的プロセスや公共・経済への深刻な懸念、差別的コンテンツの流布などのシステムリスクをもたらす可能性があるためである（EU AI 法前文（85）（99）（101）（110）など）。

GPAI モデルの特殊性や AI バリューチェーンにおける責任の公平な分担を確保する趣旨から、GPAI プロバイダーは、AI バリューチェーンにおいて特別な役割と義務を担うことになる（EU AI 法第 53 条、55 条など）。そしてその義務を履行するための指針として策定されたのが General-Purpose AI Code of Practice⁽²⁾である（EU AI 法第 56 条）。

次章では、まずは EU AI 法と General-Purpose AI Code of Practice の概要、及び General-Purpose AI Code of Practice の策定過程での主要な論点、特に General-Purpose AI モデルに該当する対象やオープンソースモデルの定義、EU 域外への適用要件などの枠組みを概説する。

なお、本稿で紹介する EU AI 法の条文や General-Purpose AI Code of Practice の措置内容などは著者の仮訳であり、正確性を期す場合には原文をご参照されたい。また本稿は個人的な見解や意見を表明するものであり、所属組織の統一された見解を表明し、もしくは代表して発表するものではない点にご留意いただきたい。

2. General-Purpose AI Code of Practice の概要

2. 1 General-Purpose AI Code of Practice の目的

General-Purpose AI Code of Practice（以下「CoP」という。）の主な目的は、GPAI プロバイダーが EU AI 法に基づく義務を遵守するための実践的ソリューションを提供すること、及び CoP に準拠することを選択した GPAI プロバイダーの義務遵守の状況を、AI システム・GPAI モデルの実装、監視監督、及び AI ガバナンスに貢献する委員会機能を担う組織（EU AI 法第 3 条（47）、以下「AI オフィス」という。）が評価可能とすることにある。

CoP は、少なくとも EU AI 法第 53 条（GPAI プロバイダーに対する義務）及び第 55 条（システムリスクを伴う GPAI プロバイダーに対する義務）に規定された内容の網羅を目指すものとして、AI オフィス主導の下、検討が行われた。

その策定プロセスにおいては、国内外の GPAI プロバイダーや諸外国の所管当局に対し AI オフィスから Code of Practice Plenary への参加が要請された。Code of Practice Plenary では、市民社会団体・産業界・アカデミア・下流プロバイダーや独立した専門家など EU AI 法に関係する多様な利害関係者を含め約 1,400 人が参加⁽³⁾したとあり（Multi-Stakeholder Engagement）、その合意形成の結果として 2025 年 7 月に CoP の公表に至った。

CoP は、①透明性、②著作権、③安全性とセキュリティの 3 章で構成されている。①透明性の章では、モデル文書化フォームを含む透明性確保を目的とした文書化義務に関する内容が、②著作権の章では EU 著作権関連法に関して EU AI 法で定める義務履行のための実用的内容が示されている。また、③安全性とセキュリティの章では、システムリスクを伴う GPAI プロバイダーに適用される EU AI 法の義務遵守に関する内容が示されている。

重要なことは、CoP は、GPAI プロバイダーが EU AI 法で定める義務を遵守していることを証明するための自主的ツールという建付け（GPAI プロバイダーにとっては CoP に署名するか否かの選択の余地が一定程度残されている）という点である。自主的に CoP に署名した GPAI プロバイダーは、CoP に準拠することで EU AI 法の義務遵守を示すことが可能となる。その結果、CoP 署名以外の方法で EU AI 法の義務遵守を証明する場合よりも、①管理上の負担が軽減され法的確実性が向上し、②執行プロセスが合理化され、③予測可能性の向上と事務負担の軽減につながるとされている⁽⁴⁾。

加えて、CoP と同じ時期に公表された「汎用 AI モデルの義務の範囲に関するガイドライン⁽⁵⁾（以下「GPAI ガイドライン」という。）」は、GPAI モデルの定義や GPAI プロバイダーの提供主体や提供行為、オープンソースライセンスの下でリリースされたモデルに関する義務の免除などに焦点が当てられ、CoP を補完する位置付けとなる⁽⁶⁾。

GPAI ガイドラインは、欧州委員会による EU AI 法の解釈と適用を定めたものであり同委員会はこれに基づいて執行措置を講じるとあるが、GPAI プロバイダーを拘束するものではない。GPAI ガイドラインを参照することで、GPAI プロバイダーの義務遵守が容易になり、EU AI 法の効果的な実施に貢献することになるが、個々の事案

の詳細検討には、ケースバイケースの評価が必要とされている（GPAI ガイドライン（9））。

2. 2 GPAI プロバイダーの遵守義務

(1) リスクに応じたモデル区分

GPAI プロバイダーは、提供モデルのリスクに応じた義務を遵守する必要がある。その義務は、①システミックリスクを伴う GPAI モデル、② GPAI モデル、及び③オープンソースのライセンスに基づいて公開される GPAI モデル（以下「オープンソース GPAI モデル」という。）、の3段階に区分されている。

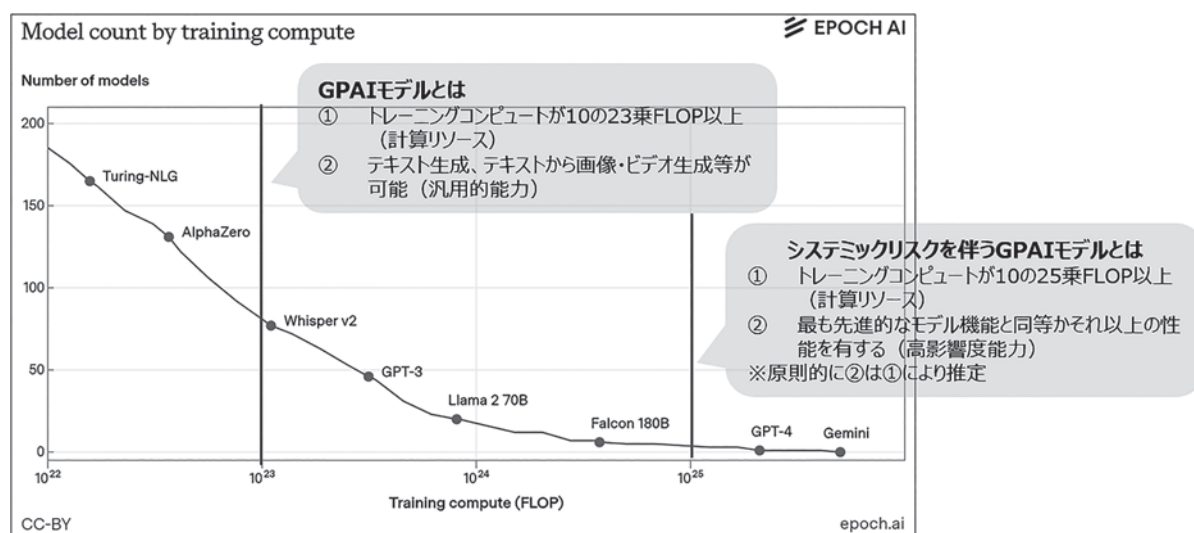
EU AI 法では、最先端の GPAI モデルと同等、またはそれを超える機能を有する高い影響力（高影響度能力）を持つモデル、特に 10 の 25 乗浮動小数点演算（以下「FLOP」という。）を超える累積計算量（計算リソース）で訓練された GPAI モデルは、①のシステミックリスクを伴う GPAI モデルと推定される（EU AI 法第 51 条第 2 項）。ただし例外的に、計算リソースの要件を満たしているものの、その固有な特性により、システミックリスクを伴う GPAI モデルとして分類されるべきではないことの十分に裏付けられた論拠を提示することもできる（EU AI 法第 52 条第 2 項）

表 1 GPAI モデル区分と遵守義務

遵守義務 モデル 区分	透明性 EU AI 法 53 条 1 項 (a) (b) (d)	著作権 EU AI 法 53 条 1 項 (c)	安全性とセキュリ ティ EU AI 法第 55 条	EU 域内代表選任 EU AI 法第 54 条
① システミック リスクを伴う GPAI モデル	適用あり	適用あり	適用あり	適用あり
② GPAI モデル	適用あり	適用あり	適用なし ※ 55 条第 1 項	適用あり
③ オープンソー ス GPAI モデル (①を除く)	適用なし ※ 53 条第 2 項	適用あり	適用なし ※ 55 条第 1 項	適用なし ※ 54 条第 6 項

また、10 の 23 乗 FLOP を超える累積計算量（計算リソース）で訓練されたモデルを② GPAI モデルと定めている。こちらも例外的に計算リソースが 10 の 23 乗 FLOP を超えている場合でも、顕著な汎用性を示さない、または広範囲にわたる異なるタスクを実行できない場合、そのモデルは GPAI モデルとは扱われない（汎用的能力、GPAI ガイドライン（20））⁽⁷⁾。例えば、①スピーチ書き写しやテキストからスピーチ生成のみ、②画像の解像度変換や画像修復のみ、③チェスやゲームのプレイのみ、④気象パターンなどのモデリングのみ、⑤テキストプロンプトに基づいて音楽の生成や効果音生成のみ、などの場合には汎用的能力を有しないとされ、GPAI モデルに該当しない。

では、現時点で 10 の 25 乗 FLOP を超える GPAI モデルはどのようなものがあるのか。2024 年時点で GPT-4 や Gemini などの大規模 AI モデルが 10 の 25 乗 FLOP を超えているのが分かる（図 1）。そのため、われわれが現在使用している多くのモデルがシステミックリスクを伴う GPAI モデルと推定される可能性がある。

図1 大規模 AI モデルと Training Compute (FLOP)⁽⁸⁾ (引用の上、一部加筆)

(2) オープンソース GPAI モデル

オープンソース GPAI モデルに対しては遵守義務が軽減されている。その主な理由は、①オープンソース GPAI モデルが市場における研究と革新に貢献し、EU 経済に大きな成長機会を提供し、②重み、モデルアーキテクチャ情報、モデル利用情報などパラメーターが公開されることで、高いレベルの透明性と開放性を確保していると見做されるためである (EU AI 法前文 (102))。

では、オープンソース GPAI モデルに該当するための要件とはどのようなものか。EU AI 法では「モデルへのアクセス、利用、改変及び配布が認められるフリーかつオープンソースのライセンスに基づき公開され、かつ、重み、モデルアーキテクチャ情報、モデル利用情報を含むパラメーターが公開されている AI モデル」(EU AI 法第 53 条第 2 項、第 54 条第 6 項など)と定義されている。そのためオープンソース GPAI モデルに該当するための要件は大きく分けて①ライセンス条件、②公開された情報内容の適否、によるものと考えられる。本稿では①ライセンス条件の適否について若干ながら掘り下げていく。

まず、フリーかつオープンソースとは、著作権を活用してモデルの広範な普及を可能にし、さらなる開発を促進するライセンス形態を意味し、アクセス・使用・改変・再配布などの権利のいずれかが欠けている場合、そのライセンスは EU AI 法の下ではフリーかつオープンソースとは見做されない (GPAI ガイドライン (74) (75))。

したがって、①非営利または研究目的のみに使用制限、②モデルまたはそのコンポーネントの配布禁止、③ユーザ利用数による使用制限、④特定ケースでは商用ライセンス (収益化)、などの条件を付すことは、フリーかつオープンソースとはいえずライセンス条件を満たさない可能性が高くなる (GPAI ガイドライン (80))。

特に、収益化の条件については実務上注意を要する。例えば、デュアルライセンス (学術的利用は無料だが商用利用または一定規模を超える場合は有料)、モデルアクセスのため有償技術サポートが必要 (サポートがなければモデルが動作せず、アクセスも不可)、独自プラットフォーム上で独占的公開されたモデルに有料広告が表示される場合などは、収益目的を有するシナリオとされている (GPAI ガイドライン (83))。

一方で、公共の安全・セキュリティ、基本的権利に重大なリスクをもたらす使用を合理的に制限する、安全性を重視した具体的な条件を含めることは可能である。ただし、軽減されるリスクに比例し、特定カテゴリーのユーザを不当に標的としない客観的で差別的でない基準を定める必要がある (GPAI ガイドライン (81))。

2. 3 EU AI 法の EU 域外への適用

GPAI プロバイダーに対する EU AI 法に基づく義務は、当該プロバイダーが EU 域外に所在しているか否かに関わらず、GPAI モデルを EU 市場に投入することで適用される (EU AI 法第 2 条第 1 項 (a))。

EU AI 法が適用される主な当事者である「プロバイダー」とは、AI システムや GPAI モデルなどを開発し、ま

たは開発させ、それを自らの名称または商標で、有償か無償かを問わず市場に投入する法人や公的機関などを意味する（EU AI 法第 3 条（3））。また、「市場に投入」とは、AI システムや GPAI モデルなどを EU 市場に初めて利用可能とすること（EU AI 法第 3 条（9））、「EU 市場で利用可能」とは、有償か無償かを問わず、商業活動の一環として、EU 市場での頒布または使用のために AI システムや GPAI モデルなどを供給することを意味する（EU AI 法第 3 条（10））。

したがって、EU AI 法が適用されるか否かの判断においては、提供主体（GPAI プロバイダーか）と提供行為（EU 市場への提供に該当するのか）の検討がまずは重要となる。

（１） 提供主体

GPAI プロバイダーが EU 域外に所在している場合において、EU AI 法の義務履行が求められる主体になり得るのはどのような場合か。

第一に、GPAI モデルを開発したプロバイダー（モデル開発を第三者に委託する場合も含む）がその GPAI モデルを EU 市場に投入する場合が典型的なケースである。また、EU 域内からアクセス可能なオンラインリポジトリに自身が開発する GPAI モデルをアップロードした場合、そのアップロードを行った GPAI プロバイダーが義務主体となる。加えて、共同体またはコンソーシアムによって開発された GPAI モデルを EU 市場に投入する場合、共同体またはコンソーシアム自体またはそのコーディネーターが GPAI プロバイダーとなりえる。しかしながら上記はあくまで一例であり、実務上は EU AI 法の関連規定に沿って解釈・評価される（GPAI ガイドライン（49））。

（２） 提供行為

GPAI モデルは、ライブラリ、API、公開カタログからのダウンロード、物理コピーなど、様々な手段で GPAI プロバイダーから EU 市場に提供されることが想定されている（EU AI 法前文（97））。

特に、GPAI プロバイダーから日本を含む EU 域外の顧客に提供された GPAI モデルが顧客独自の社内システムを通じて EU 市場で利用可能になった場合、GPAI プロバイダーは EU AI 法に基づく義務を順守する必要があることは注意を要する点であろう。実務上は、顧客と締結するサービス提供契約において EU 市場における GPAI モデルの提供や利用（AI システムへの統合を含む）を明確かつ明白な方法で禁止することで一定程度のリスク軽減を図ることが想定され得る。

加えて、GPAI モデルが、インターネット経由でチャットボットに統合され、アプリストアを経由してモバイルアプリに統合され、または EU 内の自然人の権利に影響を与える内部プロセスに使用された結果、EU 市場で初めて利用可能になった場合にも、モデルを提供した GPAI プロバイダーが EU AI 法に基づく義務を遵守する必要がある（GPAI ガイドライン（51））。

このように、EU 域外の GPAI プロバイダーが意図せず、自身が提供する GPAI モデルが EU AI 法の適用を受ける可能性があることを常に意識する必要がある点は、実務上非常に悩ましい問題である。なお、サービス提供契約における EU 市場への提供及び利用行為禁止条項は、GPAI モデルが EU 市場や EU 利用者を対象としていないことを示す一要素としては有効であるが、それ単独で EU AI 法の適用除外を担保するものではない。GPAI モデルの提供態様、技術的措置、EU 市場や EU 利用者との接点を含む総合的要素に基づいて判断が行われるものと想定される。

（３） GPAI モデルが下流プロバイダーによりシステム統合や改変された場合

開発工程において上流に位置するプロバイダーが GPAI モデルを開発し、下流プロバイダーにそのモデルを初めて EU 市場で提供した場合、そのモデルは市場に投入されたものとみなされ、上流のプロバイダーは GPAI プロバイダーとみなされ得る。同時に、下流のプロバイダーも EU AI 法に定められた AI システムに関する要件や義務を遵守が必要となる場合がある（GPAI ガイドライン（55））。

上記リスクを回避したいと考える上流 GPAI プロバイダーは、EU 市場における GPAI モデルの提供や利用（AI

システムへの統合を含む)を明確かつ明白な方法で禁止することにより一定程度のリスクを回避することが想定し得る(GPAI ガイドライン (56))。逆に、下流 GPAI プロバイダーの立場としては、上流 GPAI プロバイダーから提供される利用条件を検討し、サービス提供前に双方の責任分解点を明確に定めることがリスクの視覚化・軽減策となり得る。

加えて、上流 GPAI プロバイダーから提供を受けた下流プロバイダーは GPAI モデルの修正または微調整を行うことができるとされている(EU AI 法前文 (97)、GPAI ガイドライン (57))。修正済み GPAI モデルを下流プロバイダーが EU 市場に提供する場合、修正割合によって EU AI 法の適用主体が分かれる。その指標となる基準は、修正などに使用された計算リソース(training compute)が元の GPAI モデルの訓練計算量の 3 分の 1 より大きい場合とされており、この基準に該当する修正を行った下流プロバイダーは GPAI プロバイダーとしての責任を負うこととなる(GPAI ガイドライン (60))。

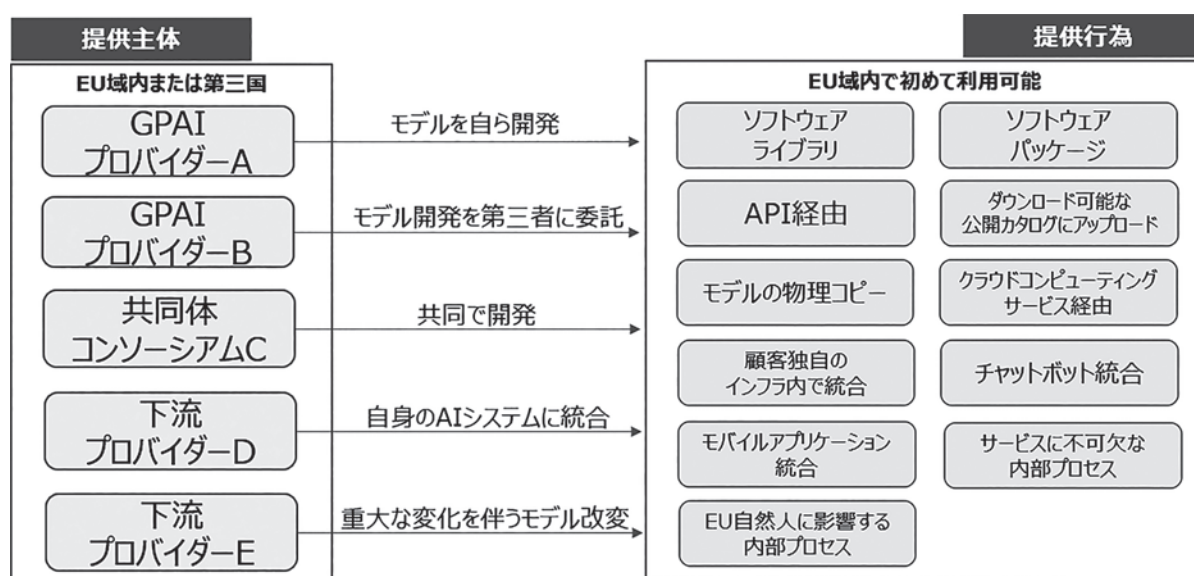


図2 EU AI 法の適用対象となり得る提供主体と提供行為の例

3. CoP 策定過程における措置内容の変遷とそれに対する留意点

3. 1 著作権に関するコミットメントの概要

前述の通り CoP は、GPAI プロバイダーが、GPAI モデルの透明性や著作権、安全性とセキュリティに関する EU AI 法の義務を遵守するための規範として定められたものである。本稿では CoP が取り扱う 3 つのカテゴリーのうち、著作権に関する内容を中心に検討する。

CoP の著作権の章（以下「著作権コミットメント」という。）では、EU AI 法第 53 条第 1 項 (c) に基づく義務の遵守を証明するため、CoP に署名することを選択した GPAI プロバイダー（以下「CoP 署名者」という。）が、自身の著作権ポリシーを策定し、最新の状態に保ち、実施する事項について定めている。

【著作権コミットメントに関する措置項目】

- 1.1：著作権ポリシーを作成し、最新の状態に保ち、実施する
- 1.2：WWW をクロールする際には、合法的にアクセス可能な著作権保護コンテンツのみ複製及び抽出する
- 1.3：WWW をクロールする際に権利留保を識別し遵守する
- 1.4：著作権を侵害する出力に対するリスクを軽減する
- 1.5：連絡先を指定し、苦情を申し立てられるようにする

著作権コミットメントに関する措置項目は、EU AI 法に基づく義務遵守を証明するための自主的なツールであり、著作権及び関連する権利に関する EU 法（指令 (EU) 2019/790 第 4 条を含むがこれに限られない。以下「EU

著作権関連法」という。)の遵守に影響を与えない。そのため、CoP 署名者は、GPAI モデルを EU 市場に投入する前に、CoP に基づく措置内容が EU 著作権関連法に抵触しないことを確認する責任を負う。

また、他の章(透明性、安全性とセキュリティ)と同様、著作権コミットメントについても、第1版から第3版の修正を経て最終版(現在の CoP)に至っている。修正にあたっては AI オフィスを中心に多様なステークホルダーによる合意形成が試みられてきたが、第3版から最終版への修正過程においても重要と思われる修正がなされた。

いずれの修正箇所も詳細な検討が必要であるが、措置項目 1.3 に追加された「CoP 署名者が GPAI モデルのトレーニングの目的で使用している、第三者がウェブクロールしたコンテンツに対して、本コミットメントは EU 著作権関連法の適用には影響しないこと」については、著作権実務上、注意を要すると思われるため、次節でさらに深掘りしていく。

表2 著作権コミットメントに関する第3版と最終版との主な相違点

措置項目		第3版と最終版との主な相違点(修正箇所)
1.1	著作権ポリシー作成	—
1.2	合法的アクセスに限定	➤いわゆる海賊版サイトに関する定義を修正 ➤海賊版サイトをウェブクロール対象から除外する措置から合理的努力(make reasonable efforts)の文言が削除
1.3	権利留保の識別及び遵守	➤Robot Exclusion Protocol (robots.txt)に加えて、「IETF において技術的に実現可能であり、AI プロバイダー及びコンテンツプロバイダーによって実装可能であることを証明された本プロトコルのそれ以降のバージョンを使用すること」が追加 ➤「CoP 署名者が GPAI モデルのトレーニングの目的で使用している、第三者がウェブクロールを行なったコンテンツに対して、本コミットメントは EU 著作権関連法の適用には影響しない」ことが明記
1.4	著作権侵害出力リスクの軽減	➤著作権侵害する可能性のある出力の説明から「repeatedly」が削除 ➤著作権侵害出力を軽減するための措置について、合理的努力(make reasonable efforts)から、適切かつ相応の技術的保護措置の実施(implement appropriate and proportionate technical safeguards)へ変更 ➤オープンソースモデル提供者の義務(著作権侵害行為の禁止に関する警告通知)が追加
1.5	苦情申立先の指定	➤「苦情が明らかに根拠を欠く、または特に反復的な性質を有することから過剰である場合、CoP は苦情への対応を拒否することができる」が削除

3. 2 第三者クロールデータに関する解釈の変遷

GPAI プロバイダーが AI 学習のために第三者からデータセットを入手する場合の考え方については、CoP 策定過程の中でも関心を集めた論点の一つであった。

CoP ドラフト第1版(2024年11月公表)⁽⁹⁾においては、GPAI モデルの開発のためのデータセットの利用について第三者と契約を締結する前に、① CoP 署名者は、合理的な著作権デューデリジェンスを実施する、②特に CoP 署名者は、EU 指令 2019/790 第4条第3項に基づき表明された権利留保をどのように特定し、最先端技術を含む手段を用いて遵守したかについて、第三者に情報提供を求めることが推奨される、といった内容が記載されていた(Sub-Measure 3.2. Upstream copyright compliance)。

CoP ドラフト第2版(2024年12月公表)⁽¹⁰⁾では、主に権利者側の意向が強く反映された可能性があり、CoP 署名者の義務が強化された。第1版で示された①について、データセットの利用目的は「GPAI モデルの学習」である点が明確となり、また、著作権デューデリジェンスの実施については合理的(reasonable)が削除され、約束(commit)することとなった。加えて、②の権利留保に関する推奨項目は削除され、代わりに CoP 署名者に対して、非公開・アクセス制限ありのデータセット(private, non-publicly accessible dataset)に関する EU 著作権関連法に関する EU 法遵守について、第三者から「保証」を得ること、またその保証の妥当性を検証することについて合理的かつ相応の努力を行うことを約束することとなった。さらに、公開データセット(publicly accessible datasets)に関して十分な保証がない場合、CoP 署名者は、データセットの説明とデータセットに含まれるランダムサンプルの分析に基づき、データセットが EU 著作権関連法を遵守して収集されたかどうかを評価するために、

合理的かつ相応の努力を行うことを約束する内容に変更された。(Measure 2.3. Make reasonable efforts to assess the copyright compliance of third-party datasets)。

これらの措置内容は「著作権遵守の観点からデータセットに含まれる個々の著作物について検証または評価を行うことを約束するものではない」と注意書きは付されているものの、CoP 署名者にとっては負担になるとして、反発は大きかったものと推察される。

その後、約 3 か月後に公開された第 3 版 (2025 年 3 月公表)⁽¹¹⁾では、第 2 版で提示された内容は大きく修正された。GPAI モデル学習のために、指令 (EU) 2019/790 第 2 条第 2 項に基づき、ウェブクロール以外の手段、または権利者もしくはその代理人の許可なく自らに代わってウェブクロールによって取得した著作物などをデータマイニングする場合、CoP 署名者は、ウェブクロールされた著作物などが、IETF 標準で定める Robot Exclusion Protocol (robots.txt)⁽¹²⁾の指示を読み取り、それに従うウェブクローラーを使用していたか否かについて「適切な情報を取得するよう合理的な努力を払う」といった内容に修正がなされた。また、合理的な努力の例として、「第三者のウェブサイトで入手可能な情報を確認する、または情報を要求する」といった点が示された。(Measure I.2.4. Obtain adequate information about protected content not web-crawled by the Signatory)。

CoP 署名者にとっては、著作権デューデリジェンスが実質的に緩和され、また EU AI 法の義務遵守のための具体的な基準が CoP に示されたことは僥倖であった。一方、権利者にとっては、オプトアウトの意思表示を Robot Exclusion Protocol (robots.txt) に従って読み取ることに對する妥当性やその限界については、従前から多くの懸念が寄せられており、第 3 版の CoP ドラフトによってその懸念がより先鋭化されたと推察される。

そして 2025 年 7 月に公表された最終版 (現 CoP) では、第 3 版まで記載があった「CoP 署名者がウェブクロールしていない保護コンテンツに関する適切な情報を入手 (Measure I.2.4. Obtain adequate information about protected content not web-crawled by the Signatory)」に関する項目自体が削除された⁽¹³⁾。その上で、「このコミットメントは、第三者がインターネットからスクレイピングまたはクロールし、CoP 署名者がテキスト及びデータマイニングと汎用 AI モデルのトレーニングの目的で使用している保護されたコンテンツに対する著作権及び関連する権利に関する EU 法の適用には影響しない。特に、指令 (EU) 2019/790 の第 4 条第 3 項に従って表明された権利留保に関しては影響しない」の一文が追加されることとなった (Measure 1.3. Identify and comply with rights reservations when crawling the World Wide Web)。

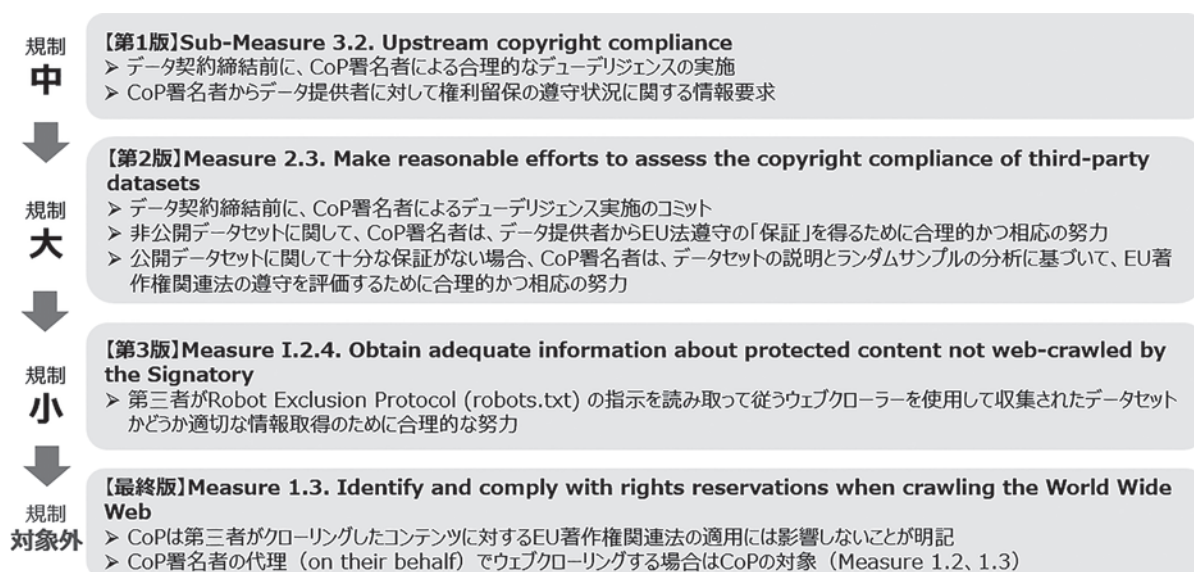


図 3 第三者からデータを取得することに対する措置内容の変遷概要

急転直下の動きを見せた今回の策定過程の中でも、第 1 版から 3 版までと最終版とでの大きな相違点は、「第三者がウェブクロールしたデータセットを AI 学習のために GPAI プロバイダーに譲渡 (公衆送信) する行為について EU AI 法 (CoP) で取り扱うことが適切か否か」の解釈が揺れた点ではなかろうか。CoP 署名者が EU 著

著作権関連法上の責任を負うという考え方自体は一貫しているものの、第1版から第3版までは CoP 署名者以外がウェブクロールを行ったデータセットを CoP 署名者に譲渡（公衆送信）する行為については、CoP では一定程度許容可能という解釈を前提として議論されていたとも捉えられる。それに対し最終版では、第三者がウェブクロールしたデータセットを GPAI プロバイダーに譲渡または公衆送信する行為の適否について、CoP 上で許容可否を明示するのではなく、EU 著作権関連法の解釈に委ねた点に特徴があると考えられる。

この点、本稿では詳細を触れていないが、透明性に関するコミットメントに含まれる Model Documentation Form にもその影響は表れている。第3版までは「トレーニング、テスト、検証に使用されるデータに関する情報」のデータ由来（Data provenance）を開示する項目において、ウェブクロール、公開データセット、第三者から取得した非公開データセットなどと並び表記されていた「第三者由来のデータアノテーションまたはデータ作成（Data annotation or creation potentially through relationships with third parties）」に関するチェック項目が、最終版ではチェック項目自体が削除されていることも、上述で示した解釈の転換に係る可能性もある。

第三者が CoP 署名者の代理（on their behalf）としてウェブクロールを行ったのか、それとも CoP 署名者とは独立した第三者がウェブクロールを行ったデータセットを事後的に CoP 署名者に譲渡したのか。これらをどのように区別・立証するかも含めて、第三者とのデータセット取引に関する取り扱いについては、AI 開発における実務的要請と法的解釈が衝突し得る事案の一つとなり得る。実務上では、EU AI 法及び CoP の適用解釈に加えて、EU 著作権関連法、特に日本の著作権法で示されている権利制限規定との差分に注意を払いつつ、法的リスク評価を行うことが必要と考えられる。

4. CoP 策定過程から考える AI 学習における実務的課題への一考察

4. 1 機械学習のためのデータ譲渡（公衆送信）行為

ウェブクロールで得られたデータセットを AI 学習のために第三者に譲渡（公衆送信）する行為が著作権法上適法か否かについては日本と諸外国では判断が異なる。

日本の著作権法では、諸外国に比して広範囲に権利制限規定が適用される。機械学習のための複製や公衆送信については、著作物に表現された思想または感情を自ら享受または他人に享受させることを目的しない限りにおいて、その必要と認められる限度において可能とされ（著作権法第30条の4）、また、権利制限規定によって作成された複製物の譲渡についても、当該著作物に表現された思想若しくは感情を自ら享受し若しくは他人に享受させることを目的としない限りにおいて公衆に譲渡することが可能となっている（同第47条の7）。

一方で、EU 著作権関連法である指令（EU）2019/790（以下「CDSM 指令」という。）⁽¹⁴⁾で規定する「Exception or limitation for text and data mining（第4条）」では、データマイニングのための複製もしくは抽出行為のみが認められ、その複製物の譲渡（公衆送信）行為まで許容されると解釈するのは難しいものと考えられる。

それに加え、EU AI 法の前文には以下の記載があるため、日本で提供している AI サービスや GPAI モデルを事後的に EU に展開する場合、GPAI プロバイダーによる AI 学習行為が EU AI 法や EU 著作権関連法を遡及的に違反するリスクを如何に評価すればよいのかという実務的な課題が残る。

EU AI 法前文（106）

…GPAI モデルを EU 市場に投入する全てのプロバイダーは、当該 GPAI モデルの学習の根拠となる著作権関連行為が行われた法域に関わらず、この義務を遵守する必要があります。これは、GPAI モデルプロバイダー間の公平な競争条件を確保するために必要であり、EU で規定されているよりも低い著作権基準を適用することで、いかなるプロバイダーも EU 市場において競争上の優位性を獲得することはできません。

原則的には、前文には法的拘束力はなく立法行為の法的根拠やそれに伴う意思決定手続きに言及しているものに過ぎない。ただし、裁判所は EU 法の特定の条項を解釈する際に、特に複数の解釈が可能な条項について、前文を用いるアプローチを取ることがあるとも指摘されている⁽¹⁵⁾。

4. 2 EU 著作権関連法の遡及適用に関するケーススタディ

(1) AI 学習及び複製行為

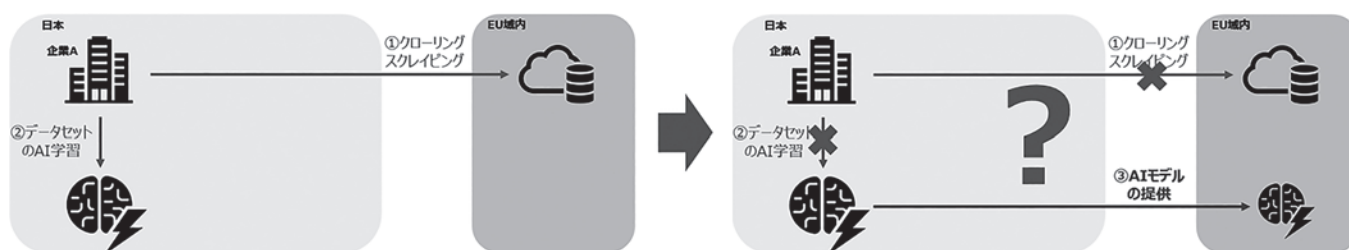


図4 AI学習及び複製行為に関するケーススタディ⁽¹⁶⁾

左図では、日本国内を所在地とする企業Aが、①日本からの指示で著作物を収集（ウェブクロールやスクレイピング）し、②日本において著作物を加工（学習）しているため、日本の権利制限規定が適用される余地がある（一方で、海外ウェブサイトの利用規約上で機械学習が禁止されている場合には、オーバーライド条項が有効となり（法の適用に関する通則法第7条、第8条参照）日本の権利制限規定が適用されないと解釈されることもあり得る⁽¹⁷⁾）。

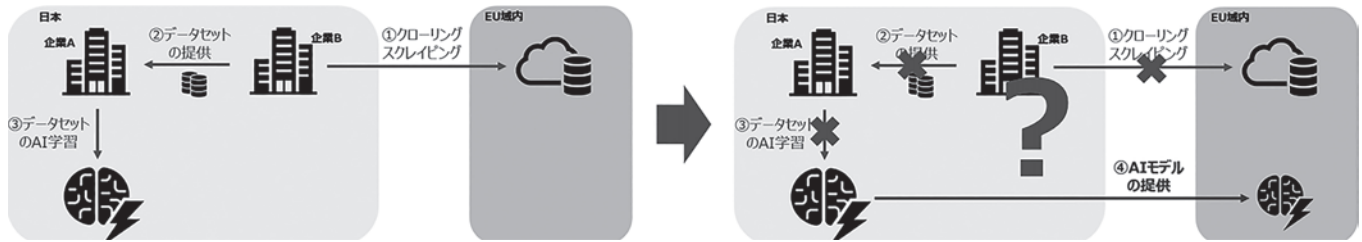
次に、右図のように学習済みのGPAIモデルをEU市場に提供することを想定した場合、GPAIプロバイダーはEU AI法を遵守することが求められるが、その際に「GPAIモデルをEU市場に投入する全てのプロバイダーは、当該GPAIモデルの学習の根拠となる著作権関連行為が行われた法域に関わらず、この義務を遵守する必要がある」（EU AI法前文（106））に関する懸念を最大限考慮すると、日本国内におけるAI学習のための複製行為やデータ収集行為が遡ってEU AI法及びEU著作権関連法違反と解釈されることが懸念される。

しかしながら、GPAIプロバイダーには、EU AI法第53条（1）（c）に基づく著作権ポリシーを策定し遵守するといった著作権コミットメントに関する措置が求められるのみであり、EU著作権関連法が当然に遡って適用されるとは限らないとする見解も見受けられる。その主たる根拠は、①著作権法における基本原則である属地主義は、著作権保護が特定の国の法的枠組みの中で決定され、執行されることを意味する（ベルヌ条約第5条（2））ことから、ウェブクロールなどがEU域外で行われる場合、CDSM指令第4条を遵守する義務を負うとは限らないこと、②法的拘束力を有さないEU AI法前文（106）を著作権法の基本原則を覆すために用いるべきかどうかは疑問が残ること、③仮にEU AI法前文（106）を理由にEU AI法違反が認定されたとしても、EU AI法とは独立したCDSM指令の遵守違反には直接的に適用されない点などが示されている⁽¹⁸⁾。特に③については、CoP最終版で追加された内容とも整合性が取れた解釈といえる。

一方、中間的な考え方として、GPAIプロバイダーによってウェブクロールしたコンテンツが「EU域内」のサーバでホストされ、かつアクセス制御されている場合、たとえAI学習がEU域外で行われる場合でも、GPAIプロバイダーにEU AI法及びEU著作権関連法の遵守を義務付ける正当性が認められるといった見解もある⁽¹⁹⁾。しかし、コンテンツ配信ネットワーク（Contents Delivery Network：CDN）により地理的に分散したサーバにコンテンツがキャッシュされているケースを想定した場合、サーバ所在地の地理的識別は困難となることからこの中間的な考え方は非現実的なアプローチに留まる可能性も指摘されている⁽²⁰⁾。

そのため、今回のケースにおいてはいくつかの解釈は提唱されており確定的な結論には至っているとは言えないものの、GPAIプロバイダー（CoP署名者）には著作権ポリシーを策定し遵守する義務（EU AI法第53条（1）（c））が求められる一方で、EU域外での学習行為に対してEU著作権関連法が当然に遡って適用されるとは限らないと考えられる。

(2) AI 学習、複製行為、及びデータ提供行為

図5 AI 学習、複製行為及びデータ提供行為に関するケーススタディ⁽²¹⁾

左図では、企業 A は、①日本国内を所在地とする企業 B が日本からの指示で機械学習に使用させる目的を持って著作物を収集（ウェブクロールやスクレイピング）したデータセットを、②企業 B から提供を受け、③日本国内において著作物を加工（学習）している。そのため、上記ケース同様、日本の権利制限規定が適用される余地がありそうである。

一方で、右図のように学習済みの GPAI モデルを EU 市場に提供することを想定した場合、ケース（1）と異なる点として、EU 市場に GPAI モデルを提供した企業 A のみならず、本来的には EU 市場とは無関係である企業 B におけるデータ収集・提供行為が遡って EU 著作権関連法違反となるリスクをどのように評価するかが問題となり得る。

この点、GPAI プロバイダーなどに該当しないデータ提供者には少なくとも直接的には EU AI 法、及び CoP の適用は及ばないと考えられる。また、属地主義の原則を前提に、法的拘束力のない EU AI 法前文（106）を根拠として CDSM 指令違反が直接的に問われる可能性は低いことを勘案すれば、データ提供者のリスクは限定的になるようにも思われる。

一方で、①企業 A が GPAI モデルを EU 市場で提供する目的や意思を持って、企業 B が EU 域内でウェブクロールしたデータセットを取得し学習する場合や、②企業 A が EU 市場で提供する GPAI モデルから違法コンテンツが多数生成された場合などは、学習用データセットを提供した企業 B の行為が CDSM 違反の疑義をかけられるといった不測の事態が生じる恐れもある。企業 A が CoP に署名し、透明性の観点から学習データに関する情報を公表した場合には、リスクはより顕在化しやすくなり、加えてレピュテーションリスクにも繋がる恐れもある。

そのようなリスクを回避するために企業 B としては、データセット提供契約において企業 A とデータセットに関する利用条件（EU 市場における学習済み GPAI モデルの提供や利用（AI システムへの統合を含む）を明確かつ明白な方法で禁止するなど）を合意することなどの実務的対応が考えられる。

なお、上記の 2 つのケースはあくまで想定事例であり、実務上は個別の事案毎に専門家による法的判断の必要がある点を念のため付記する。

5. おわりに

EU AI 法及び CoP は、GPAI プロバイダーに対する義務遵守の枠組みを示す一方で、知的財産実務における課題の解像度を高めたとも捉えることができる。

EU 域外で学習された GPAI モデルを EU 市場に提供する場面では、EU AI 法や CoP の解釈を補完するための対応、特に、属地主義と域外適用や、契約上の利用制限や責任分担の設計、そして日本の著作権法と EU 著作権関連法との差異などを総合的に検討する必要がある。

加えて、EU における AI 産業政策・競争力強化戦略を掲げる AI Continent Action Plan⁽²²⁾や、その戦略を実現するための具体的法案である Digital Omnibus on AI⁽²³⁾などが矢継ぎ早に発表されている。世界に先駆けて AI 規制を推進してきた EU においても、近時は AI イノベーション促進とのバランスが強く意識されており、引き続き EU AI 法の運用簡素化や法的確実性に向けた議論が進められていくことも想定される。

このような時代の変革期における実務的対応としては、法制度改正や実装ガイドラインの動向を注視しつつ、法制度の差異を前提とした国・地域別の AI モデル管理、データセット由来管理、契約によるリスク移転や責任分担

の明確化など、知的財産と AI 法規制を横断した AI・データガバナンスの高度化が不可欠となろう。

(注)

(1) European Commission 「AI Act」

<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/regulatory-framework-ai> (2026 年 5 月 30 日閲覧)

(2) European Commission 「The General-Purpose AI Code of Practice」

<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/policies/contents-code-gpai> (2026 年 5 月 30 日閲覧)

(3) European Commission 「Questions and answers on the code of practice for General-Purpose AI」

<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/faqs/questions-and-answers-code-practice-general-purpose-ai> (2026 年 5 月 30 日閲覧)

(4) 前掲の注釈 3 と同じ

(5) European Commission 「Guidelines on the scope of obligations for providers of general-purpose AI models under the AI」

<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/library/guidelines-scope-obligations-providers-general-purpose-ai-models-under-ai-act> (2026 年 5 月 30 日閲覧)

(6) European Commission 「Learn more about the guidelines for providers of general-purpose AI models」

<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/news/learn-more-about-guidelines-providers-general-purpose-ai-models> (2026 年 5 月 30 日閲覧)

(7) 一方で、GPAI モデルが 10 の 23 乗 FLOP を超える計算リソースで訓練されていない場合でも、例外的に、顕著な汎用性を示し、広範囲にわたる異なるタスクを適切に実行できる場合、GPAI モデルとされる可能性がある点は注意が必要である (GPAI ガイドライン (20))。

(8) EPOCH AI 「Tracking large-scale AI models」

<https://epoch.ai/blog/tracking-large-scale-ai-models> (2026 年 5 月 30 日閲覧)

(9) European Commission 「First Draft of the General-Purpose AI Code of Practice published, written by independent experts」

<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/library/first-draft-general-purpose-ai-code-practice-published-written-independent-experts> (2026 年 5 月 30 日閲覧)

(10) European Commission 「Second Draft of the General-Purpose AI Code of Practice published, written by independent experts」

<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/library/second-draft-general-purpose-ai-code-practice-published-written-independent-experts> (2026 年 5 月 30 日閲覧)

(11) European Commission 「Third Draft of the General-Purpose AI Code of Practice published, written by independent experts」

<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/library/third-draft-general-purpose-ai-code-practice-published-written-independent-experts> (2026 年 5 月 30 日閲覧)

(12) Internet Engineering Task Force (IETF) 「RFC 9309 Robots Exclusion Protocol」

<https://www.rfc-editor.org/rfc/rfc9309.html> (2026 年 5 月 30 日閲覧)

(13) CoP 署名者の代理 (on their behalf) でウェブクロールする場合の措置については最終版 (現 CoP) Measure 1.2、1.3 を参照。

(14) Official Journal of the European Union / EUR-Lex 「Directive (EU) 2019/790 of the European Parliament and of the Council of 17 April 2019 on copyright and related rights in the Digital Single Market and amending Directives 96/9/EC and 2001/29/EC (Text with EEA relevance.)」

<https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2019/790/oj/eng> (2026 年 5 月 30 日閲覧)

(15) 例えば、Jasper Krommendijk & Frederik Zuiderveen Borgesius 「EU Law Analysis」

<https://eulawanalysis.blogspot.com/p/how-to-read-eu-legislation.html> (2026 年 5 月 30 日閲覧)

(16) アイコンイラストは「SILHOUETTE ILLUSTRATION (シルエットイラスト)」から引用

<https://www.silhouette-illustration.com/> (2026 年 5 月 30 日閲覧)

(17) 上野達弘、奥邨弘司編著 勁草書房「AI と著作権」(2024) 143-144 頁

(18) João Pedro Quintais 「Copyright, the AI Act and Extraterritoriality」16 頁

https://lisboncouncil.net/wp-content/uploads/2025/06/The-Lisbon-Council_Copyright-the-AI-Act-and-Extraterritoriality_Joao-Pedro-Quintais_June-2025_final.pdf (2026 年 5 月 30 日閲覧)

(19) Alexander Peukert 「Regulating IP Exclusion/Inclusion on a Global Scale: The Example of Copyright vs. AI Training」11-12 頁

<https://www.private-law-theory.org/2024/08/19/alexander-peukert-regulating-ip-exclusion-inclusion-on-a-global-scale-the-example-of-copyright-vs-ai-training/> (2026 年 5 月 30 日閲覧)

(20) 前掲の注釈 18 と同様

(21) 前掲の注釈 16 と同様

(22) European Commission 「AI Continent Action Plan」

<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/library/ai-continent-action-plan> (2026 年 5 月 30 日閲覧)

(23) Council of the European Union 「Artificial Intelligence: Council and Parliament agree to simplify and streamline rules」

<https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2026/05/07/artificial-intelligence-council-and-parliament-agree-to-simplify-and-streamline-rules/> (2026 年 5 月 30 日閲覧)

(原稿受領 2026.1.25)

パンフレット「弁理士info」のご案内

内容

知的財産権制度と弁理士の業務について、
イラストや図を使ってわかりやすく解説しています。
一般向き。A4判22頁。

価格

一般の方は原則として無料です。
(送料は当会で負担します。)



◆本誌をご希望の方は、panf@jpaa.or.jp までご一報ください。